

令和6年12月19日

指定障害児通所支援事業所管理者 様

鹿児島県保健福祉部障害福祉課長

障害児通所支援事業に係る自己評価結果等未公表減算の取扱いについて（通知）

障害児通所支援事業に係る自己評価については、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者等による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的に、基準省令において実施が義務付けられています。

自己評価の未実施及び都道府県への公表方法等の届出がなされていない場合は、自己評価結果等未公表減算が適用されることになっています。

なお、令和6年度報酬改定から、保育所等訪問支援についても対象とされたところです。

ここで、県への公表方法等の届出については、下記のとおり取扱うこととなっていますので、遺漏がないようお願いいたします。

記

1 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（※共生型、基準該当を含む。）

2 県への届出方法

「自己評価結果等報告書」、「事業所における自己評価総括表」、「保護者等からの事業所評価の集計結果」、「訪問先施設からの事業所評価の集計結果（保育所等訪問支援のみ）」及び「事業所における自己評価結果」を作成し、各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出する。

3 届出様式の掲載場所

鹿児島県ホームページ > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害児の福祉 > サービス提供事業者の皆様へ > 障害児通所支援事業に係る自己評価結果等未公表減算の取扱いについて

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/syougaiji/jigyousya/jikohyouka.html>

4 届出期限

毎年度2月末日

（※新規指定を受けた事業所については、指定日から1年以内に各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出してください。）

5 その他の留意事項

(1) 公表方法

ア 対象事業者は、おおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならない。

イ 公表の対象は、利用者や保護者も対象となっていることから、事業所のホームページ等を保有していない場合は、会報等で配布することもできる。

ウ 公表方法として、ブログやフェイスブック等（SNS）のみを使用する場合は、SNSでの公表について事業所内に掲示し、保護者等へSNSで公表している旨連絡を行うこと。

エ 公表内容は、「事業所における自己評価総括表」、「保護者等からの事業所評価の集計結果」、「訪問先施設からの事業所評価の集計結果（保育所等訪問支援のみ）」及び「事

業所における自己評価結果」とする。

(2) 公表様式の記入方法

「事業所における自己評価結果」の「はい」、「いいえ」の欄は、数を記入するのではなく、職員による自己評価結果を踏まえ、職員全員で討議した結果について回答すること。(該当する方に○を記入)

(3) 自己評価結果等未公表減算

減算の適用時期等については、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部

障害福祉課施設支援係

TEL:099-286-2749 FAX:099-286-5558

Email:s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp